

平成25年 第1回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成25年2月13日

筑西広域市町村圏事務組合

平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (2月13日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	4
管理者提出議案の報告	4
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
管理者の招集挨拶	6
報告第1号 処分事件報告について	9
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	10
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	14
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	16
議案第4号から議案第6号の上程、説明、質疑、採決	18
議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決	22
議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、採決	32
閉会中の継続審査の申し出について	33
閉 会	33

平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成25年2月13日（水）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 1 号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 3 議案第 1 号 筑西地域職業訓練センターにおける指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 2 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 4 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
議案第 5 号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について
議案第 6 号 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
（3案一括上程）
- 日程第 7 議案第 7 号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
議案第 8 号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
（2案一括上程）
- 日程第 8 議員提出議案第 1 号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正について
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	萩原剛志君	2番	仁平実君
3番	田中隆徳君	4番	稲川新二君
5番	小島信一君	6番	真次洋行君
7番	稲葉里子君	8番	立川博敏君
9番	市村香君	10番	飯島重男君
11番	皆川光吉君	12番	加茂幸恵君
13番	藤川寧子君	14番	堀江健一君
15番	榎戸甲子夫君	16番	秋山恵一君
17番	箱守茂樹君	18番	大木作次君
19番	池田二男君	20番	金子健二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	前場文夫君
副管理者	中田裕君	常任幹事	岩田明久君
常任幹事	鈴木敏雄君	常任幹事	臼井典章君
会計管理者	佐藤千明君	事務局長	古谷好男君
事務局次長兼 総務課長	赤野間敏雄君	事務局次長兼 企画財政課長	近藤邦男君
次長兼筑西 遊湯館長	横田有司君	県西総合公園 管理事務所長 兼筑西地域 職業訓練 センター所長	福田洋君
環境センター 所長	氷鮑博君	きぬ聖苑場長	齋藤唯久君
消防本部長 消防部長	大和田邦一君	消防本部 消防次長兼 総務課長	柴勝昭君
筑西市 秘書課長	中澤忠義君		

職務のため出席した者

事務局総務 課長補佐 総務グループ 係	須藤正明君	事務局総務課 総務グループ 係	豊口勝昭君
------------------------------	-------	-----------------------	-------

事務局企画
財政課財政 広瀬浩孝君
グループ係長

◎開会の宣告

○議長（堀江健一君） おはようございます。

これより平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（堀江健一君） ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堀江健一君） 初めに、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、8番、立川博敏君、11番、皆川光吉君の両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（堀江健一君） 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（堀江健一君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。

須藤事務局総務課長補佐兼係長。

○事務局総務課長補佐兼総務グループ係長（須藤正明君） ご報告いたします。

筑広組発第186号

平成25年2月13日

組合議会議長 堀江健一 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成25年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

報告第1号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

- 議案第1号 筑西地域職業訓練センターにおける指定管理者の指定について
- 議案第2号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 議案第3号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第5号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 議案第8号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
- 以上でございます。

○議長（堀江健一君） これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（堀江健一君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る2月8日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、秋山恵一君。

〔議会運営委員長 秋山恵一君登壇〕

○議会運営委員長（秋山恵一君） おはようございます。

「ニ」の字、「ニ」の字の下駄の跡、筑西市最北豪雪地帯河間地区では一面銀世界。我が家の古民家もホワイトハウス。雪は心が洗われるようで大好きです。

それでは、平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月8日、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

初めに、議事日程における日程第1は会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、報告第1号 処分事件報告についてであります。

日程第3は、議案第1号 筑西地域職業訓練センターにおける指定管理者の指定についてであります。

日程第4は、議案第2号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についてであります。

日程第5は、議案第3号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。

日程第6は、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてから、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改

正についてまでの3案を一括上程するものであります。

日程第7は、議案第7号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第8号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の2案を一括上程するものであります。

日程第8は、議員提出議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正についてであります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（堀江健一君） 以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（堀江健一君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（堀江健一君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） おはようございます。

平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ、今定例会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、組合の事務事業について、若干のご報告を申し上げます。

まず、筑西游湯館の利用状況でございますが、平成24年12月末現在の利用者総数が16万3,027名となり、前年度同期と比較すると1.2%の増加となっております。利用者区分では65歳以上の高齢者の利用が約15%と大幅な伸びを示していることから、高齢者の健康増進に対する関心が高まってきているものと考えられます。また、館内イベント、利用割り引きキャンペーンの実施、無料水泳教室などの実

施などが集客アップにつながっているものと思われます。

なお、2月22日から3月2日までの9日間、環境センターの設備点検工事に伴い、余熱供給が停止となることから、臨時休館となります。利用者の皆様にはご不便をおかけすることになりますが、ご理解をお願いいたします。

また、今年4月には開館10周年を迎え、入館者数は間もなく200万人を数えようとしております。今後さらなる利用者アップに努めてまいりますので、構成市のご協力をお願い申し上げます。

次に、県西総合公園でございますが、平成24年12月末現在の来園者数は23万9,458人で、前年度同期と比較すると3.8%の増加となっております。今年度の事業につきましては、園内の植栽管理及び老朽箇所等の修繕等も順調に進んでおります。

また、茨城県発注により進められておりました建物の改修や道路の整備など公園施設改修工事等につきましては、ほぼ工事が終了しております。公園内に整備されたマラソンコース、遊具等で十分に楽しんでいただけるものと思っておりますので、ご利用いただきたいと存じます。

次に、環境センターへのごみの搬入状況でございますが、平成24年12月末現在で4万6,595トン、昨年同期と比較すると0.33%の増となっております。また、し尿の搬入状況でございますが、2万9,085トンと、昨年同期と比較すると0.1%の減少となっております。

環境センターのごみ処理施設につきましては、平成15年3月の竣工から10年が経過し、各種設備の老朽化が進んでおり、増加する維持補修経費を抑制するには、基幹設備の更新を実施し、施設の延命化を図る必要があります。そのために、平成25年度予算には、ごみ処理施設の精密機能検査を含めた一般廃棄物処理基本計画を計上させていただいております。また、国庫補助を最大限利用して整備事業を進めるため、循環型社会形成推進地域計画並びに長寿命化計画の策定も併せて計上させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

なお、平成23年から、栃木県小山市、下野市、野木町及び上三川町の2市2町で構成する小山広域保健衛生組合と協議を進めていた緊急時等廃棄物の処理における相互扶助に関する協定を、平成24年11月24日に締結いたしました。これにより、小山広域保健衛生組合からの可燃ごみを平成26年度から平成27年度の2年間で約2,000トン受け入れることとなります。

次に、きぬ聖苑でございますが、竣工以来20年が経過することから老朽化が進んでおり、環境センター同様、施設の延命化を図っていかなければならないと考えております。平成25年度予算において、施設の老朽化や高齢化社会に対応するため、火葬炉の増設を含めた調査など、大規模改修工事設計等業務を計上させていただいております。

次に、消防関係でございますが、平成24年中の広域圏内の火災件数は93件で、昨年と比較して10件減少しております。また、救急出場件数につきましては7,281件で、昨年より251件減少している状況です。

消防救急無線のデジタル化共同整備につきましては、県内21消防本部、指令業務の共同運用については20消防本部により実施されることになりました。関係機関との連携を密にして取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

本年度購入した筑西消防署関城分署の救急自動車及び結城消防署の消防ポンプ自動車の更新については、年度内配備に向けて進めている状況でございます。

今後とも消防サービスの一層の向上を図ってまいり所存でありますので、関係各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。

次に、筑西広域イベント「やっぺえ」でございますが、平成11年度の第1回開催から、実行委員をはじめ地元関係各位のご協力をいただき、継続して開催してまいりました。平成25年度におきましては、第15回の記念イベントを企画して、より充実したイベントとして実施をし、筑西広域圏のさらなる結束と一体感の醸成を図っていきたくて考えております。

そのほかの事務事業につきましても、議員並びに関係各位のご協力のもと、順調に推移しておりますことをここにご報告し、併せて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

最後に、今定例会の提出案件の概要について申し上げます。

まず、報告第1号は、人事院勧告に伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいたものでございます。

次に、議案第1号は、筑西地域職業訓練センターにおける指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について、協議会の規約を定め、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第3号は、茨城消防救急無線・指令センター整備負担金並びに老人福祉特別会計の清算等について予算の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号は、地域手当の支給について、給与の特例に関する条例を改めて制定するものでございます。

次に、議案第5号は、茨城県知事より、平成25年度から引き続き5年間指定管理者の指定を受け、新たな許可管理区域を管理することに伴い、県西総合公園施設の管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されていた技術管理者の資格要件についての改正に伴い、環境センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号は、平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算についてでございます。総額61億7,169万6,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと2,110万5,000円、0.3%の増となっております。

次に、議案第8号は、平成25年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ684万9,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと56万2,000円、7.6%の減となっております。

これら平成25年度一般会計及び特別会計の予算の総額は61億7,854万5,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと2,054万3,000円の増となっております。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◎報告第1号 処分事件報告について

○議長（堀江健一君） 次に、日程第2、報告第1号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 報告第1号 処分事件報告についてをご説明いたします。

報告第1号 処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求めます。

記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（平成24年12月20日処分）

平成25年2月13日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

報告第1号についてご説明申し上げます。当報告は、本来、当組合議会において審議いただき施行すべきものでしたが、給与体系を準拠している筑西市が、平成24年12月17日市議会定例会において同条例が改正され、施行日が平成25年1月1日であり、組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年12月20日に専決処分いたしましたものでございます。地方自治法第179条第3項の規定に基づき、今定例会において報告し、承認を求めます。

裏面をお開き願います。専決処分書になります。それでは、改正の概要についてご説明申し上げます。

平成24年人事院勧告では、50歳代後半層における官民の給与差が相当程度残ることが予想され、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳後半層における給与水準の上昇を抑えるための昇給昇格制度の見直しが勧告されております。具体的には、55歳を超える職員について標準の成績での昇給を停止する内容であり、これに準拠し、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改

正したものでございます。

次に、4ページと5ページをお開き願います。条文に従ってご説明申し上げます。

初めに、第6条第5項の改正でございますが、職員の給与の昇給について、組合規則で定める基準に従い、昇給する職員の対象から55歳を超える職員を除く内容に改正するものでございます。

次に、第6項についてでございますが、55歳を超える職員の昇給について、標準の成績での昇給を停止し、昇給させる場合の基準については組合規則で定めることとしたものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行日は平成25年1月1日とし、今年度の昇給（毎年1月1日）から適用させるものでございます。

なお、今回の人事院勧告の55歳を超える職員の昇給抑制についての関係3市の実施状況は、筑西市が平成24年12月17日、市議会定例会において同条例を改正しております。結城市は、昇給が毎年4月1日であるため、各自治体の対応を見てから検討するとしております。桜川市では、既に昇格抑制等を実施しているなどの理由から、昇給抑制は1年見送りとしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第3、議案第1号 筑西地域職業訓練センターにおける指定管理者の指定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 議案第1号 筑西地域職業訓練センターにおける指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設 名称 筑西地域職業訓練センター
所在 桜川市下泉625番地1
- 2 指定管理者 団体名 職業訓練法人 筑西職業訓練協会
代表者 廣瀬 秀一
所在 桜川市下泉625番地1
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）
平成25年2月13日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

この指定管理者制度につきましては、地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）によりましてその制度が導入され、従来の管理委託制度が改正され、指定管理者制度が導入され、民間事業者等も管理を代行することが可能となつてございます。

当組合におきましても、昨年の11月1日の第2回議会定例会におきまして、筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の新規制定及び筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正がなされたところでございます。その条例の第3条第2項には、筑西地域職業訓練センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて管理者が指定するものに行わせるものとする規定されております。この条例に基づきまして、職業訓練法人筑西職業訓練協会を指定管理者にするものでございます。指定管理候補者は原則として公募により募集するものでありますが、非公募による職業訓練法人筑西職業訓練協会を指定管理者候補として選出してございます。

職業訓練法人筑西職業訓練協会を非公募により指定管理候補者とした理由につきましては、3点ございます。1点目として、筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第1号、当該公の施設の管理運営上の性格、規模及び機能により、公募することが適さないと認められたため。2点目としては、指定管理者が行う業務として職業訓練業務があり、この職業訓練は職業能力開発促進法第24条に規定する知事により認定することができる認定職業訓練であり、筑西広域内においては現在まで職業訓練法人筑西職業訓練協会が唯一、認定職業訓練の情報処理等を実施している民間事業者であるということ。3点目として、筑西地域職業訓練センターは将来においても認定職業訓練という専門性の確保が必要な施設であり、職業訓練法人筑西職業訓練協会の設立は昭和56年11月21日で、昭和56年10月29日供用開始の筑西地域職業訓練センターとともに、今日まで約32年間、同筑西地域職業訓練センター建屋にて圏域住民への職業訓練を実施していることから、事業の継続性、実績等から適当であると判断したためでございます。

なお、平成24年12月26日に、筑西広域市町村圏事務組合競争入札参加業者指名選定委員会を代用機

関と位置づけした指定管理者選定会議を開催いたしまして、全員一致にて指定管理者の候補者として適当であると審査結果を得て、指定管理者の候補者として選定いたしました経緯でございます。

なお、本日皆さんの議席には、平成23年度職業訓練法人筑西職業訓練協会の収支決算書、裏面には事業報告書を参考資料として配付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

12番、加茂幸恵君。

〔12番 加茂幸恵君登壇〕

○12番（加茂幸恵君） 12番、加茂幸恵です。詳しい点では前回の議会の中で、特に指定管理者制度について、考え方としては、私もいたずらに指定管理者制度が増えないよという意見を述べました。それで、今後どうしてもいろんなところで指定管理者が入ってくる可能性があると思うのですが、前回の答弁では当面この場所だけだというお話でしたので、その点もう一度お聞かせいただいて、採決に加わりたいと思っております。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君の1回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 当組合が実施いたします指定管理者に関しては初めてのケースになりますので、その点の実証と申しますか、当面5年間の契約協定になりますけれども、その辺のところでは実績と実証等を見てから、この後環境関係ですか、それと、きぬ聖苑、あるいは遊湯館等にもそういったものが当てはめられるかどうか実証してから、そういったものに対応したいと考えております。以上であります。

○議長（堀江健一君） そのほかございませんか。

7番、稲葉里子君。

〔7番 稲葉里子君登壇〕

○7番（稲葉里子君） 今、非公募ということで決まったということをお聞きしました。それで、この選定委員会のメンバーの人数をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、もう一つ、事業報告書を資料として添付されておりましたが、この認定職業訓練と、それから認定外職業訓練の違いはどのようなところにあるのか。それで、受講人数が認定外職業訓練のほうが多いというのはどういうことなのか、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀江健一君） 稲葉里子君の1回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 先ほど説明の中でもお話いたしましたけれども、指名参加選定委員会のメンバーを代用しているということでございまして、これは各施設長で、9名の人員でございます。

それと、認定外と認定の違いということでございますけれども、これらにつきましては、認定外の人数が多いということもございましたけれども、これらについては、認定職業訓練ということは県の実施によりまして、そこから入札制度で受注しているという形でありますので、毎年同じだけできるというわけではございません。そういった結果が認定外職業訓練の人数とちょっと違うのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 稲葉里子君。

○7番（稲葉里子君） 施設長ほかの9名ということなのですからけれども、内部だけでこの選定委員会をつくっているというのはどうかなと思うのですけれども、施設長というところの県西地区でいろんなところをやっている責任者が選定委員会をしたということですね。

それから、もう一つ、この事業報告の中にある、職業訓練といいながら、ヨガとかそういうものが非常に受講人数が多い。これからもこういう路線でいくのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（堀江健一君） 稲葉里子君の2回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

○事務局長（古谷好男君） 人員が職員であるということでございますけれども、これについては、先ほど申しましたように、指定管理者の指名選定委員会というのがございませぬので、新たにつくるのではなく、条例で定めていただいているような委員会を、指名選定委員会を代用して行ったという経緯でございます。

あと、ヨガ等のそういった貸し出しを、教室を開いているということでございますが、やはり職業訓練以外のものも当時からも行ってございましたけれども、そういったものによってある程度の会館の利用というものもございまして、また仕事ばかりでなく、そういった余暇等の教室も実施することによって幅広く圏域住民の方に利用していただけるのかなということでございまして、今後もそういった面では続けていただきたいと思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 稲葉里子君。

○7番（稲葉里子君） よく話は分かりました。でも、職業訓練ということをやった指定管理者にするのでしたら、やっぱりこういう趣味の世界のほうは方々の市町村でやっておりますので、やっぱり職業訓練に徹底して事業内容を持っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 筑西地域職業訓練センターにおける指定管理者の指定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第4、議案第2号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 議案第2号についてご説明をいたします。

議案第2号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について

消防救急無線及び消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり規約を定め、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を設置するものとする。

平成25年2月13日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 吉澤 範 夫

でございます。

消防救急無線及び指令センター共同整備事業につきましては、茨城県内41市町村の参加を得て、平成23年8月に任意の協議会であります茨城県消防救急無線・指令センター整備推進協議会を設立し、共同整備事業の実現に向け、協議、検討を進めてまいりましたが、今般消防救急無線共同指令センターの共同整備運営の枠組みが34の市と町、構成団体にしますと13市4町、5つの一部事務組合、消防本部数にしますと21消防本部で決定したことから、共同整備事業を推進する組織である任意協議会を法定協議会に移行するため、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の制定によって消防救急無線及び指令センター共同整備事業の参画について議会の議決を求めるものでございます。

2ページをお開き願いたいと存じます。茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約についてご説明をいたします。この規約につきましては、25条から構成されておりますが、条文説明につきましては地方自治法第252条の3及び252条の4に規定されております必要的記載事項を主にご説明いた

します。

第1条につきましては、協議会の設置について定めるものでございます。協議会は、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を全うすることを第一義とするものであり、当該目的達成のために消防救急無線及び消防指令に関する事務の共同管理及び執行をするものでございます。協議会の名称は、構成団体担任する事務及び協議会である旨の表示をすることとされておるわけでございます。

第2条でございますが、2条は本協議会の構成団体について定めるものでございます。本協議会は、13市4町及び5つの事務組合により構成するものでございます。構成団体は消防事務に関する権限を有する団体になることが原則であるため、一部事務組合につきましては、その構成市町村が構成団体となることはできず、当該一部事務組合が構成団体となるわけでございます。

第3条は、本協議会の担任する事務について定めるものでございます。本条に規定された範囲内の事務について、管理及び執行を行うものでございます。

第4条は、本協議会の事務所の位置について定めるものであります。事務所は、共同指令センターの設置場所である水戸市内原庁舎内に置くものでございます。

続きまして、第9条でございますが、第9条は本協議会の職員に関する身分取り扱いについて定めるものであります。協議会は固有の職員を有せず、構成団体から派遣された職員により、その事務を管理し、及び執行することとなります。したがって、協議会の事務に従事する職員の身分取り扱いにつきましては、基本的には構成団体の条例、規則等の適用を受けることとなるわけでございます。

引き続き、4ページをお開き願いたいと存じます。第16条は、本協議会の経費の支弁方法について定めるものでございます。協議会は独自の財源を有しておりませんので、その経費は構成団体により支弁しなければなりません。

続きまして、第23条でございますが、本協議会の財産の取得、管理及び処分の方法について定めるものでございます。

終わりになりますが、施行期日でございます。施行期日でございますが、本規約は、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく全構成団体の議会の議決があった後、構成団体の協議により定めるものでございます。したがって、当該協議が終了する以前の日付により、「平成25年〇月〇日から施行する」というような記載をするのが通常でございますが、今回につきましては構成団体の定例会や理事会で対応する予定であり、議会の開催日に大きな幅があり、かつ議決日についても未確定な部分があることから、このような期日の定めが困難であります。そのため、「全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日」というような形をとるものでございます。

以上、説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第5、議案第3号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）

平成24年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,459万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,591万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年2月13日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。これは、平成25年度より筑西地

域職業訓練センターが指定管理委託となることから、あらかじめ債務負担行為をお願いするものでございます。期間は、平成25年度から平成29年度の5年間、年間733万1,000円、限度額は3,665万5,000円でございます。

次に、第3表、地方債補正、1、追加でございます。平成28年度から供用開始の消防救急無線及び指令センター共同整備事業に対して、平成24年度分起債限度額630万円を設定するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。詳細につきましては、歳入で説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入でございます。款1分賦金、項1分賦金、目4消防費分賦金406万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、消防救急無線・指令センター共同整備事業の平成24年度負担額1,036万4,000円のうち組合債が630万円、残り406万4,000円を分賦金の増額でお願いするものでございます。分賦金内訳は今年度の負担割合で案分し、結城市が99万3,000円、筑西市が207万4,000円、桜川市が99万7,000円となっております。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,422万6,000円の増額でございます。老人福祉特別会計精算並びに施設解体分精算に係る繰越金の増額でございます。

次に、款8組合債、項1組合債、目3消防債630万円の増額をお願いするものでございます。先ほどの分賦金のところでもお話しいたしましたが、消防救急無線・指令センター共同整備事業のうち630万円を起債するものでございます。起債の内訳は、消防救急無線の400万円を緊急防災・減災事業債で起債し、指令センター分の230万円を防災対策事業債でそれぞれ起債するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目4諸費1,422万6,000円の増額でございます。これは、老人福祉特別会計精算及び施設解体分の精算に伴う精算金1,422万5,077円を関係市に返還するものでございます。返還金の内訳は、結城市が364万5,856円、筑西市が731万8,821円、桜川市が326万400円となっております。

次に、款5消防費、項1消防費、目1消防総務費1,036万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入でもお話しいたしましたが、平成24年度の消防救急無線・指令センター共同整備事業の負担金でございます。負担割合については、消防救急無線分が人口割50%、均等割20%、単独整備割30%となっております。指令センター分については、人口割90%、均等割10%となっております。

なお、参加団体につきましては、消防救急無線分には県内21消防本部が参加し、指令センター分には県内20消防本部が参加しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号から議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第6、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてから議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） まず、議案第4号から説明させていただきます。

議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
標記について次のとおり提出する。

平成25年2月13日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

まず、上程理由をご説明いたします。この条例の制定につきましては、職員の地域手当に関することでございます。地域手当でございますが、国において平成18年4月1日から実施された給与構造改革の一環として、従来の調整手当にかえて創設された手当でございます。地方公務員にも国に準拠して適用しているものであります。

組合職員の地域手当支給に関しましては、各年度、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例により支給させていただいております。平成25年度も引き続き特例条例を制定し、地域手当を支給しようとするものであります。支給の根拠となるものは、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条に地域手当が規定されております。また、同条第2項には、手当の月額額は給与の月額合計額に100分の3を乗じて得た額とすると規定されております。今回の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例では、その支給率を1.8%に改め、職員に給与を支給するため制定するものでございます。

地域手当に関し、構成3市では筑西市が地域手当の対象地域となっており、3%を支給しております。結城市、桜川市では支給対象地域となっていないことから、支給されておられません。このことから、職員の支給に関して勤務地をしんしゃくし、条例支給率3%から1.8%に改め、支給するものでございます。

なお、広域職員全職員310名のうち筑西市内に勤務する職員は187名、おおむね6割でございます。

裏面をお開き願います。第1条、趣旨でございます。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の特例を定めるものです。

第2条は、地域手当の特例でございます。特例期間における職員の地域手当に関する適用は、組合給与条例で100分の3とあるものを100分の1.8とするものでございます。

附則として、第1項、施行期日は平成25年4月1日から施行するものでございます。第2項、条例の失効は、平成26年3月31日限りでその効力を失うことになっております。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第5号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成25年2月13日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

県西総合公園につきましては、ご承知のとおり平成18年度から茨城県知事より当筑西広域市町村圏事務組合が指定管理者の指定を受け、管理しております。このほど、平成25年度から引き続き5年間の指定管理者の指定を受け、管理することとなりました。このことに際し、これまで管理していたバーベキュー広場、野外ステージ、ターゲット・バードゴルフ場に加えて、組合が知事の許可により管理する県西総合公園施設に多目的運動広場が新たに加わることとなり、使用料徴収等の関係からこの「多目的運動広場」を追加するものでございます。

議案書の4ページ、5ページをご覧くださいと存じます。筑西広域市町村圏事務組合が県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の新旧対照表になります。第2条の組合管理有料施設に4号として多目的運動広場を追加し、第6条中の「別表3」を「別表4」に改め、加えて「別表4（第6条関係）多目的運動広場使用料」、「1 団体使用料金（野球場・サッカー場）」と「2 照明使用電力の使用料金」を追加するものでございます。

なお、この使用料金につきましては、茨城県都市公園条例（昭和32年県条例第26号）の第7条の有料公園施設に定められております別表1より、該当施設部分を備考も含めて抜粋し、かつ県条例の「利用」となっている箇所については、組合では「使用料」となることから、「使用」に字句を訂正し、別表4として追加したものでございます。

また、茨城県におきましては、昨年12月の第4回議会定例会におきまして、指定管理者の指定並びに関係する茨城県都市公園条例の一部改正がともに議決されておりますことをここに追加でご報告申

上げます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成25年2月13日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

議案の上程説明といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革推進一括法の成立により、廃棄物処理及び清掃に関する法律第21条第1項により、一般廃棄物処理施設に義務づけられている技術管理者について、同法の改正に伴い、同条第3項に規定されていた技術管理者の資格要件が、平成24年4月1日より、市町村等の条例において規定することとなりました。そのため、関係3市で共同設置、運営する環境センターの設置及び管理に関する条例に当該資格要件に関する条例を加えるため、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、2ページ、3ページをご覧くださいと存じます。

筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第137号」の次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略称として「。以下「法」という。」を加える。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の第1条を加える。

（技術管理者の資格）

第4条 法第21条第3項の規定による資格は、次のとおりとする。

- （1） 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- （2） 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- （3） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- （4） 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附則として、この条例は、平成25年3月1日から施行する。改正法令の経過措置として、1年を超えない期間においては、環境省令において定める資格を当該市町村条例で定める資格とみなす旨の経過措置が設けられているため、当該改正条例の施行日は平成25年3月1日とするものでございます。

以上で3案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（堀江健一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を願います。

9番、市村香君。

〔9番 市村 香君登壇〕

○9番（市村 香君） 市村でございます。技術管理者の資格ということですが、条例が変わるということで、今現在広域にはこの技術者が何名いるかということと、それと1年以上実務に従事した経験を有するものということであれば、昨年4月にもしした場合には当然3月末で1年になるわけですから、技術に携わる職員というのは何名になるのでしょうか。それと、今後はどのようにするのか。

○議長（堀江健一君） 市村香君の1回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 技術管理者の人数でございますけれども、環境センターのほうに現在2名おまして、そのほか2名が資格を取ってございます。

それと、1年の経験ということでございますが、議員さんがおっしゃったことに関しては1年というとらえ方がちょっと違うと思うのですが、技術士法関係に合格した者の1年の従事という形で捉えていただきたいと思います。現在環境センターで取得している技術管理者は、その3番目の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、環境省令第35条に掲げる技術管理者でございます。それ以外の技術管理者は該当はしておりません。

○議長（堀江健一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第7、議案第7号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第8号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

古谷事務局長。

[事務局長 古谷好男君登壇]

○事務局長（古谷好男君） 議案第7号と8号をご説明させていただきます。

予算書、表紙から4枚めくっていただきたいと存じます。1ページになります。

議案第7号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

平成25年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億7,169万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過

不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月13日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

前に戻りまして、表紙から3枚目をご覧いただきたいと思います。平成25年度予算総括表でございます。一般会計、特別会計の予算総括について、上段の表をもってご説明いたします。

一般会計、本年度予算額61億7,169万6,000円、前年度予算額61億5,059万1,000円、比較2,110万5,000円の増、伸び率は0.3%の増でございます。

次に、筑西ふるさと市町村圏特別会計では、本年度予算額684万9,000円、前年度予算額741万1,000円、比較56万2,000円の減、伸び率7.6%の減でございます。

一般会計及び特別会計の本年度予算額合計61億7,854万5,000円、前年度予算額61億5,800万2,000円、比較2,054万3,000円の増、伸び率0.3%の増でございます。

下の表は分賦金の負担割合でございます。議会総務費、公園費など区分ごとに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、4ページをお開き願います。第2表地方債でございます。起債の目的、消防施設整備事業、これは高規格救急自動車1台及びタンクポンプつき救助工作車1台を購入するものです。限度額1億520万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、2、歳入でございます。款1、項1分賦金、目1議会総務費分賦金、予算額3億7,187万6,000円、前年度より3,489万3,000円の増額でございます。これは、総務費の職員給与関係経費のうち、1名分の退職手当特別負担金の増額と筑西遊湯館の使用料及び手数料及び繰越金が減額になったことによるものでございます。

目2公園費分賦金、予算額3,670万2,000円、前年度より458万円の増額でございます。県支出金の指定管理料の減額によるものでございます。

目3衛生費分賦金、予算額23億6,931万3,000円、前年度より2,459万2,000円の増額でございます。これは、施設が10年目に入り、新たな更新計画を立てるのではなく、現施設を今後も維持していくために必要な基本計画、地域計画、長寿命化計画、機能診断検査等の委託料の増と、ボイラータービン等が2年に1度の法定検査の年に当たることや、きぬ聖苑においては施設が20年経過し、施設の老朽化とこれからの高齢化社会に対応できる施設になるよう、火葬炉の増設を含めた大規模改修の設計を委託するため歳出の増になることから、分賦金が増額になるものでございます。

目4消防費分賦金、予算額25億5,700万9,000円、前年度より1,001万4,000円の減額でございます。消防総務費の職員給与関係経費の減と、北関東自動車道支弁金支給から5年が経過し、これまでの支弁金支給額約4,500万円から約300万円に減額になることによるものでございます。

目5労働費分賦金、予算額701万9,000円、前年度より62万3,000円増額でございます。平成24年度は訓練センター職員を1名減にいたしました。人事異動によりまして、7月の臨時議会において164万円の人件費の増額補正の議決をいただきましたので、前年度予算額は実質803万6,000円であり、そ

こから比較すると101万7,000円の減額となるものでございます。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、予算額8,099万円、前年度より212万9,000円の減額でございます。大部分が遊湯館の使用料でございます。

目2 公園使用料、予算額223万1,000円で、前年度より57万6,000円の増額でございます。県西総合公園の管理は管理許可区域と指定管理区域に分かれており、管理許可区域内にある施設の使用料を計上しております。指定管理区域における施設の使用料は、7、諸収入の雑入に計上しております。

目3 衛生使用料、予算額5,020万2,000円、前年度より13万5,000円の増額でございます。

次に、項2 手数料、目1 衛生手数料、予算額2億8,623万3,000円、前年度より223万7,000円の増額でございます。事業系ごみ処分手数料2億6,160万円が主なものとなっております。

目2 消防手数料、予算額422万1,000円、前年度より123万8,000円の増額でございます。危険物の設置及び変更等の許可手数料、検査の手数料が大部分でございます。

10、11ページをお開き願います。款4 県支出金、項2 県委託金、目1 県西総合公園委託金、予算額3,038万6,000円、前年度より278万3,000円の減額でございます。茨城県からの指定管理区域の管理に要する委託金でございます。

次に、款5 財産収入、目1 財産貸付収入、予算額25万3,000円、前年度ゼロ円となっております。これは環境センター保有の1,427平米の未利用地でございます。平成10年度から近隣の事業者へ貸し付けておりましたが、前年度はその事業者から売却の要望があったため、予算措置はしておりませんでした。結局売却交渉は成立せず、平成24年度も賃貸契約を締結したものでございます。

款6、目1、項1 繰越金、予算額1億6,844万円、前年度より1,509万8,000円の増額となっております。

次に、款7 諸収入、項2、目1 雑入、本年度予算額1億152万6,000円、前年度より5,094万7,000円の減額でございます。減額の要因としては、13ページの64番、北関東自動車道支弁金が支給から5年が経過し、前年度予算額4,442万8,000円から、本年度297万3,000円に、約4,145万5,000円と大きく減額になったことが要因に挙げられます。施設関係の使用料、手数料が主なものとなっておりますが、内容については説明欄を後ほどご覧いただきたいと存じます。

款8、項1 組合債、目3 消防債、予算額1億520万円、前年度より350万円の増額でございます。高規格救急自動車など2車両の起債でございます。内容をご説明いたします。高規格救急自動車1台、購入予定額3,400万円、起債額3,170万円、もうは一つがタンクポンプつき救助工作車1台、購入予定額7,900万円、起債額7,350万円でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。歳出の中の各費目の職員給与と関係経費につきましては、説明を省略させていただきます。

款1、項1、目1 議会費、予算額160万7,000円、前年度より1万2,000円の増額でございます。議員報酬及び議会関係事務費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算額1億5,538万円、前年度より205万7,000円の増額でございます。

目3筑西遊湯館費、予算額1億5,464万7,000円、前年度より2,450万8,000円の増額でございます。増額の要因は、職員給与関係経費1名分、1,094万8,000円の増と電気料金の値上げに伴う増が主なものでございます。説明欄、筑西遊湯館管理運営費、13節委託料の下から3行目、施設運営6,517万7,000円は、受付業務、プール監視、トレーニングジム指導、日常の清掃点検など管理と運営を委託するものであります。

次ページになりますが、15節工事請負費819万3,000円は、外壁コンクリートの改修、舗装路の補修、ストレッチコーナーの設置工事などを行うものでございます。

次に、18節備品購入費51万2,000円は、移動用アルミミラー等をエアロビクス等が行える研修室に配備するものでございます。

款3土木費、項1公園費、目1県西総合公園費、予算額7,827万円、昨年度より182万2,000円の増額でございます。説明欄、県西総合公園管理運営費のうち11節の需用費の光熱水費で、電気料の値上げに伴う増と、13節委託料は園内の植栽管理や除草、清掃、夜間の受け付け業務など委託区域や委託人員等の委託内容を見直し、景観管理を保持するため116万2,000円を増額いたしました。

20ページ、21ページをご覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2病院群輪番制事業費、予算額2,787万4,000円、前年度より6万4,000円の減額でございます。これは輪番日数の1日減によるものでございます。輪番担当5病院の輪番経費として夜間365日、休日71日の輪番日を予定して計上いたしました。

次に、項2清掃費、目1清掃総務費、予算額1億3,283万円、前年度より1,334万7,000円の増額でございます。これはごみ処理施設竣工から10年が経過し、新たに一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画、廃棄物処理施設長寿命化計画を設計、策定することにより、現施設の延命化を図るための設計経費1,500万円を計上したことによるものでございます。

目2し尿処理施設費、予算額1億2,234万4,000円、前年度より634万9,000円の減額でございます。説明欄でし尿処理関係経費、11節需用費、細節1消耗品費3,082万4,000円は、苛性ソーダや凝集剤など9種類の工業薬品を購入するものでございます。細節5光熱水費3,643万5,000円は、ほぼ全額が電気料でございます。

次に、23ページの15節工事請負費3,168万2,000円は、ポンプ類や遠心分離器など10件の改修工事を予定しております。この施設は平成6年に竣工し、18年稼働しておりますので、定期的な維持補修に努めてまいりたいと思っております。

次に、目3ごみ処理施設費、予算額15億8,752万円、前年度より7,414万4,000円の増額でございます。説明欄、11節需用費、細節1消耗品費1億2,890万5,000円は、主に工業薬品を購入するもので、ごみ焼却から出る飛灰中の有害重金属を固定化するキレートや、ダイオキシン等の有害ガスの除去剤とし

て活性炭や消石灰など16種類を購入するものでございます。

13節委託料 9億3,223万9,000円は、エレベーター保守点検、給排水処理設備の清掃、ボイラー定期点検整備など18設備について、法令または定期点検整備を行うものであります。委託料の説明欄4行目のボイラー等定期点検整備は、平成25年度が2年に1度の検査官立ち会いによる法令点検年度に当たり、通常の点検整備より約6,600万余増になります。また、下から6行目、ごみ焼却施設運転管理 2億5,789万7,000円は、焼却炉施設及び灰溶融炉施設など年間355日、24時間運転しており、その業務を委託するものでございます。その下のリサイクルプラザ運転管理経費7,300万8,000円は、粗大ごみ、不燃ごみ、ペットボトルの処理に係るプラントの運転委託料でございます。次に、下から2行目、焼却灰処分 1億7,826万円は、ごみ焼却施設から出る灰の処分費用でございます。平成23年度から消費電力の抑制を図る目的で灰溶融炉の運転を約3カ月運転休止しておりましたが、平成25年度も同様の対応を計画しております。その分スラグの生産が抑制され、焼却灰が多く出るようになります。平成25年度は焼却灰が4,800トン、山形県米沢市及び北茨城市にある最終処分場において処分いたします。また、溶融スラグ約2,000トンも北茨城市の最終処分場にて処分することとしております。次に、25ページ、上から2行目になりますが、埋め立て廃棄物撤去及び処分 2億3,667万円でございます。この埋め立て廃棄物は、環境センターの旧ごみ処理施設から出た可燃ごみ、不燃ごみ、焼却灰などを敷地内に埋め立てたものでございます。地域住民の方々から撤去の強い要望を受けまして、平成19年度より撤去を開始しております。平成24年度末で6年事業に取り組んでおります。平成25年度は4,000立米の撤去費用に7,560万円、処分費用に1億6,107万円を予定しております。なお、平成25年度末の進捗率は約55%となる見込みでございます。

次に、15節工事請負費 4億2,215万円でございます。ごみ焼却施設及び灰溶融施設並びにリサイクルプラザ施設の3施設に係る定期的な改修や、老朽化した箇所の修繕工事でございます。3施設の工事内容を説明いたします。ごみ焼却施設では、焼却炉3炉の定期的な改修及び3号炉の加熱器更新工事、蒸気タービン点検整備など12設備の改修工事を予定しております。灰溶融施設では、灰溶融炉の設備改修工事など2工事を予定しております。リサイクルプラザ施設は、高速破砕機改修工事など4工事を予定しております。

続きまして、項3火葬場費、目1きぬ聖苑費 1億494万2,000円、前年度より859万1,000円の増額でございます。説明欄、きぬ聖苑管理運営費のうち13節委託料、上から7行目にあります大規模改修工事設計等委託料1,360万円は、歳入の分賦金のところでもご説明いたしましたが、施設の老朽化とこれからの高齢化社会に対応できる施設にするため、火葬炉の増設等を含めた大規模改修の設計を委託するものでございます。

26、27ページをお開き願います。続きまして、消防費でございます。予算額25億2,421万3,000円、前年度より6,124万2,000円の減額でございます。目1消防総務費24億1,121万3,000円、前年度より6,124万2,000円の減でございます。説明欄をご覧くださいますと、職員給与関係経費で前年度より

7,104万7,000円の減でございます。これは職員272名の人件費で、平成25年度は14名の定年退職、14名の新規採用を見込んでのものでございます。

中段11節需用費、細節2燃料費では、P A連携の出動が増加しているため、燃料費112万8,000円の増、細節5光熱水費では電気料金値上げのため208万8,000円が平成24年度より増額となっております。

また、下から7行目、15節工事請負費1,412万8,000円については、維持補修工事費として消防本部内の電話交換システム整備と、結城消防署の訓練塔塗装改修工事を計上したため、前年度より1,100万円余の増となっております。

28、29ページをお開き願います。目2消防施設費1億1,300万円でございます。平成24年度と同額でございます。説明欄18節備品購入費については、購入してから19年経過したポンプ車をタンクポンプつき救助工作車に更新し、桜川署に配備するものでございます。購入予定価格は7,900万円でございます。また、12年が経過した救急自動車を更新し、関城分署に配備するものでございます。購入予定価格は3,400万円でございます。

続きまして、款6労働費、項1労働諸費、目1職業訓練センター費733万1,000円でございます。平成24年度より313万7,000円の減額でございます。これは説明欄、13節委託料で、平成25年度より職業訓練法人筑西職業訓練協会に指定管理者を委託することにより、減額になるものでございます。

続きまして、款7、項1公債費、目1元金11億9,864万3,000円、前年度より1,474万4,000円の減額でございます。償還対象施設は、説明欄にございます。平成24年度で火葬場費のきぬ聖苑建設費が完済になったことから減額となっております。また、平成25年度末の未償還元金につきましては、48億2,500万円でございます。

目2利子7,394万円、前年度より1,782万4,000円の減額でございます。

以上で平成25年度一般会計予算の説明を終わります。

引き続き議案第8号 筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の説明をさせていただきます。39ページをお開き願います。

議案第8号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

平成25年度筑西広域市町村圏事務組合の筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ684万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

平成25年2月13日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

恐れ入りますが、46、47ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、2の歳入でございます。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金151万9,000円、前年度より3万1,000円の減額でございます。これは、筑西ふるさと市町村圏基金1億7,000万円を国債で、2,730万円を定期預金で運用し、元金利率等の低下から減になるものでございます。

款2繰入金、項1、目1基金繰入金416万1,000円、前年度より105万6,000円の減額でございます。これは、筑西ふるさと市町村圏基金から270万円と、情報ネットワーク整備事業基金から146万1,000円を繰り入れるものでございます。

48、49ページをご覧願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費673万5,000円、前年度より55万7,000円の減額でございます。説明欄の中ほどにあります広域イベント事業250万円は、筑西広域イベント「やっぺえ」を開催する経費でございます。特に平成25年度は15回目の記念イベントにあたり、平成24年度より100万円を増額してございます。

その下ですが、広域文化事業、13委託料186万1,000円は、広報紙6万5,500部を年2回発行の経費で、157万2,000円が主なものでございます。

18節備品購入費146万1,000円は、事務用パソコン11台を更新するものでございます。

議案第8号 平成25年度筑西ふるさと市町村圏特別会計予算については以上でございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

6番、真次洋行君。

〔6番 真次洋行君登壇〕

○6番（真次洋行君） この予算書の中でちょっと私はいつも感じているのは、光熱費が結構東電によって上がったということで、これは約1億2,000万、このきぬ聖苑と遊湯館と、あとごみ処理場で、この数字から言うとかかっていますね。これだけの、今せっかくお湯を使っているわけですから、この辺を熱に、電力に変えるシステムというのは今地方自治体では考えているのです、いろんなところが。温泉を利用してですとか。だから、この熱を、余熱を、例えばこの1億2,000万もかかるのであれば、そういうことを検討して、これを減らす方法、そういうことについては考えているのかどうか。せっかく熱が出ているのですから、そのことについてどういうふうに考えているかお聞かせ下さい。

○議長（堀江健一君） 真次洋行君の1回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 真次議員にご答弁申し上げたいと思います。

余熱ということでございますけれども、まず最初に、電気料に関しまして東電の値上げが前年ございましたけれども、それらについて10月の定例議会におきまして補正を組みました経緯でございまし

て、実際それだけの電気料がかかっているということでございますけれども、この比較に対しては、今回25年度当初予算でございます、差が大きくなるのは、補正を組んでおりませんので、そういった形になろうと思います。

また、電気、発電とかそういった観点で申し上げますと、環境センターにおきましては、その余熱を利用して発電をしております。キロ当たり3,800キロの発電をして、約1万世帯分の発電をしているわけでございますけれども、これらのものに関しましては、発電をやった残りを遊湯館のほうに余熱として温水蒸気を回しているわけでございますが、その発電に関しましては、同一施設内のものであればその電気を利用することができるという発電法がございます、それ以外のものに関しては電気を回すことができないというようなことになっております。したがって、きぬ聖苑あるいは遊湯館においても、その発電については新たな発電費用が、設備を入れるのにはそういった費用がかかってくるということでございまして、またタービンをつけるとなると、電気事業法に基づいて通産省の認定を、ボイラー・タービン技師とか何かというのも置かなくてはならない。そのための費用で毎年1施設において1億円ぐらいの点検整備費はかかるような計画でございますので、なかなかほかの施設にはそういった設備を用意することはできないというような状況でございます。

○議長（堀江健一君） 真次洋行君。

○6番（真次洋行君） 3,800キロぐらいで1万世帯。同じ、ごみ処理場ときぬ聖苑とそんなに距離は離れていないので、そのタービンを回して、していると、もう少し拡大して送ればできるのではないですか。そういう検討はしているのですか、そして。そういう検討をして今のような答弁が出るのか、私はちょっと。これから電力は自由化していく中です。そういう中で、そういう何も策というか、方策をとって、では比較して、タービンが幾らなのか。例えば10億だったら、その償還考えたときは、毎年1億2,000万も使っているのだったら、その辺も計算して、やっぱり数字を示すべきだ。だって、同じエリアの中で電力はしている。私はできるのではないかと思うのですけれども、その辺は検討しているかどうかお願いします。

○議長（堀江健一君） 真次洋行君の2回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

○事務局長（古谷好男君） 2回目の答弁をいたします。

環境センターが新設されてから約10年たちますけれども、それ以前にはボイラー・タービンをつけるということで、そういった電気の供用を検討した経緯がございます、東電とも何回も打ち合わせをしたわけでございますが、現在の電気事業法ではほかの施設に回すことはできないと。環境センター内の施設であればできるという。回すことはできますけれども、ほかの施設において地域が離れたところにおいてはそれができないということでございまして、電気料関係で申しますと、何も手をこまねいているわけではございませんけれども、去年この議会でもお話しいたしましたけれども、筑西広域の全施設において現在P P Sですか、電気の供給を一般事業者から買っているものでございます。

ただ、議員さんが申し上げますように、そういった発電を、違った形の発電をという形もございませうけれども、なかなかそれには整備費用が多額にかかるというのが現在ネックになっておりますので、そういった形ではなくて、電気事業が今度自由化されるような、送電線分離の自由化がされるようになれば、また違った展開が開かれるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 真次洋行君。

○6番（真次洋行君） 今国ではこの電力について、自由化方式で今計画立ててやっていますよね、何年後に今度分離方式やるということで。そして、今度電気料金は、今原発の問題がありまして、熱の、石油というか、そういう天然ガスだとか、様々で言われていますけれども、これからどんどん、どんどん上がっていく方向で考えられているのです。そういうところに対して、これだけせっかく熱が出て、例えばある地域では、温泉の地熱を利用して回して採算が合う。その辺について今調査をしながらやっていくという。電気料金が上がるということを考えてやっているのですよ。せっかくこれだけお湯、そういうのがあるわけですから、その辺はやっぱり考えなければいけないのではないかな。せっかく、ないのだったらいいですよ、あるのですもの、電力。そして、タービンが回っているのです。その辺をちょっと、最後に来て、どういうふうこれからやっていくのか。今変わってくるのですよ、電気の考え方。これは今非常にエネルギー問題についてシビアな点。国でも今やっていますから。そういう中で、あるものを何か。1億2,000万も、私はもったいないと思うのですけれども、その辺はどうですか、最後。

○議長（堀江健一君） 真次洋行君の3回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

○事務局長（古谷好男君） 3回目の答弁をいたしたいと思います。

ボイラー・タービンがございませうけれども、それは、何度も申し上げますように、環境センター内の施設において供給が可能であるということでございまして、ほかの施設になると新たにそういったタービンを整備しなくてはならないというのが今現在でございまして、例えばそれを整備するとなると、東京電力のほうから基本料金というのが毎月支払うような形になります。その費用に関しましても何千万単位の費用になるかと思えます。議員さんが申しましたように、新しい電気の供給方法がこれから展開が開けるかもしれませんので、そういったのに随時考えを絞りながら、対応するの1つの考えではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 9番、市村香君。

[9番 市村 香君登壇]

○9番（市村 香君） 初めてなので、ちょっと質問させていただきます。

今回は予算ということですので、工事予算の中に、今施設が老朽化したということで、すごく今回

工事費の予算が計上されていると思います。見積もりというか、そういうことの予算を計上するまでの経緯ということをご説明いただければと思うことと、どのような見積もりでここに上がってくるのかということと、あと23ページですか、リサイクルプラザの運転管理というところに7,000万が出ておりますけれども、この中にペットボトルのことが、先ほどのお話が、ご説明がありましたので、それはどのようにされているのか、ちょっと具体的にご説明いただければありがたいのですが。

○議長（堀江健一君） 市村香君の1回目の質問に答弁願います。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 市村議員のご質疑に答弁したいと思います。

まず、工事関係の見積もりということでございますけれども、これは前年度契約者、大体同じような工事が出てくるわけですが、前年度工事契約者に見積もりを依頼するというのがまず基本になると思うのですが、そうではないものに関しましては、3社ぐらいの見積もりをいただいた上で査定をいたしまして、予算計上している状況でございます。

あと、ペットボトルに関しましては、これは先ほどの説明でもお話ししましたが、ごみ焼却施設と灰溶融施設の人員的に43名ほど人員がおりまして、ペットボトル、リサイクルプラザのほうの人員は13名で運営しております。また、そのペットボトルに関しましては、その13名の中で運営しているということでございまして、環境センターにはペットボトルの減容機というものがございまして、それを運転して梱包する。そして、売却するような形になっております。見積もりに関してはそういった形で予算計上しておりますけれども、ただ現在の工事関係に関しましては、大体5億ぐらいあると思うのですが、その予算を全部まともにとると大体10億以上の見積もりになってくるのですが、これを担当のほうで精査しながら、そして前年と同じぐらいの予算規模にしているわけでございます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 9番、市村香君。

○9番（市村 香君） 分かりました。先ほど真次議員もおっしゃいましたように、これから大変財政も厳しい折ですので、今のご説明を聞きますと、シビアに見積もりを行っているということですので、それを信用したいと思います。できるだけそのようなところも考えて、今後の予算を大切に使用いただければと思っております。

それから、リサイクルのペットボトルの件ですが、県のほうにもそういうリサイクルの施設なども、当初10年か20年ぐらい前に見学に行ったことがありますけれども、なかなかその先をリサイクルするというのは難しいのかなと思っております。筑西広域の場合にはそれを売却しているということを伺いましたので、分かりました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第7号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第8、議員提出議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

16番、秋山恵一君。

〔16番 秋山恵一君登壇〕

○16番（秋山恵一君） 議員提出議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正についてをご提案申し上げます。

提出者は秋山恵一、賛成者は、敬称略、仁平実、市村香、立川博敏、大木作次、真次洋行、藤川寧子、箱守茂樹の各議員であります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、その一部が同日から施行されました。これに伴い、会議規則の一部を改正するものであります。

それでは、2ページと3ページをご覧ください。筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

第16条、修正動議に関する規定ですが、本会議における公聴会の開催、参考人の出頭についての規定が地方自治法第115条の2として追加されました。このため、改正前の「第115条の2」、これは修正動議についての規定ですが、これが「第115条の3」に1つ繰り下がりました。このことによる引用条文番号の整理を行うものでございます。

次に、第77条の準用規定ですが、先ほどの地方自治法第115条の2により本会議における公聴会の開催、参考人の出頭が可能となったことから、この手続等を筑西市議会会議規則の例により実施するた

め、「公聴会、参考人」を加えるものでございます。

なお、改正規則の施行日は、公布の日としてございます。

以上のとおりご提案申し上げますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議員提出議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（堀江健一君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀江健一君） 以上で、今定例会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 （午後 零時17分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年2月13日

議 長 堀 江 健 一 ⑩

署 名 議 員 立 川 博 敏 ⑩

署 名 議 員 皆 川 光 吉 ⑩